

25千保介第1804号

平成25年12月3日

各介護保険事業者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険課長

生活相談員の資格要件について（通知）

日頃より本市の介護保険行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、通所介護事業、短期入所生活介護事業及び介護老人福祉施設の生活相談員につきましては、基準条例及び基準条例の施行要領に基づき「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない」と定められているところではありますが、本市において「同等以上の能力を有すると認められる者」を下記のとおり認めることといたしますので、今後とも適切な人員配置をお願いいたします。

なお、従前の指定権者である千葉県と同様の取り扱いですので、適用期間は平成24年4月1日からといたします。

記

1 「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格

(1) 介護支援専門員

(2) 介護福祉士

2 適用期間

平成24年4月1日以降

担当

千葉市役所保健福祉局高齢障害部介護保険課
事業者指導係

千葉市中央区千葉港1番1号

TEL 043-245-5062